課徴収条例の一部を改正する条例程第十二 議案第六十三号 養老町営土地改良事業の経費の賦改正する条例について	、も 、園	程第 十 議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理にいて	程第 九 議案第 六十 号 養老町公民館設置及び管理に関す一部を改正する条例について	関 す	程第 七 議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関す一部を改正する条例について	弁償及び期末手当に関する条例の程第 六 議案第五十七号 養老町議会議員の議員報酬、費用て	程第 五 議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に関するを改正する条例について	日程第 四 議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部日程第 三 諸般の報告 諸般の報告 一 会議録署名議員の指名
日程第二十四	日程第二十三	日程第二十二	日程第二十一	日程第 二 十	日程第 十 九	日程第十十七日程第十六	日程第 十 五	日 程 第 十 二 三
議案第七十五号	議案第七十四号	議案第七十三号	議案第七十二号	議案第七十一号	議案第 七十 号	議案第六十九号	議案第六十六号	議案第六十五号
平成二十九年度養老町介護サー号)	- in	道事業特別会計補正予算(第二平成二十九年度養老町公共下水業会計補正予算(第三号)	平成二十九年度養老町上水道事号) 保険特別会計補正予算(第二	平成二十九年度養老町国民健計補正予算(第四号)	平成二十九年度養老町一般会について	平成二十九年度養老町公共下町道路線の変更について町道路線の認定について	規約の変更について岐阜県市町村職員退職手当組について	置及び管理に関する条例の廃止養老農村勤労福祉センターの設を改正する条例について

ピ ス事業特別会計補正予算

(第

日 程第二十五 議案第七十六号 平 -成二十-九年度養老町 (第五号) 般 会計

補正予算

員 長

びに出席議員及び欠席議 買は 青 次のとおりである。 Ш 貞

〇本日の議長並

〇出

番 番

子住 健住 住住

三大長岩北 田田橋 澤永倉

Ш 村 崎 永 中 永 百 合 一 子 輝 敏 弘

林 松

+

十九八七

野

 \blacksquare

六

早 吉

太正

郎 敏 男

五、四

〇欠

番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

谷

〇地方自治法第百二十一条の規定により議場に出席

した者は

次

の

とおりである。

町

長

大

橋

孝

スポーツ振興課長教育総務課長兼

会会 建産

設業

建

田

中

也

修

計

者

田

中

隆

長兼 長部

• 産

農産

幸

広

勝 伸

治

産産

水産

佐 藤

昌 子 商工観光課品 林業 業 業 業 活民 民民 康民 務 振建 八人 権 福祉部 部税 建 道建 建 福福祉 ^水福 境 設 設 設 興 部 部 世 課祉 務 課部 部 課祉 課設 課祉 課長 長 課 参 課 長部 長 長部 長致 長部 事 長兼 長部 長兼 長 大 伊 前高 桐 木 松 高 髙 古 倉 藤 田木 尚

生住

Щ

則

村 嘉

志

弘

泰

Ш 田 橋 木 Ш 地 中 正 憲 信 勉 夫 人 元 行

総

画

課

政務

長部

企総 総総 教 副

_務務

部育町

長兼 長 長

並長 谷

河 川

次 悟

清

生教 涯 育 習 課員 長会 久保寺 利 明

消 村 博

消 次 長 長 渡 辺 章

防 予 防 課 長 吉 田 英 之 博 治

〇職務の ため議場に出席 した者は 次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 利 嘉 法 但

議 会事 務 局 書 記 或

枝

(開議 時間 午前九時二十九分)

〇議長 (青山貞一 君 おはようございます。

うございます。 員並びに執行部各位には、 平 成二十九年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、 御多用のところ御出席を賜りあり が 議

願 開 いたします。 議に先立ち、 町 民憲章 . О 朗 唱 を 行 1 ・ます。 全 員 0 御 起立 一をお

町民 憲章」 朗唱

あ ŋ がとうございました。 御着席ください。

本 日の会議は、全員出席であります。

野村消 す。 行においては、 防 長が答弁等の対応をいたしますので、 近藤消防次長が体調不良のため欠席するため 御報告をいたしま

本日の会議を開きます。 ただいまから平成二十九 年第四 口 [養老町] 議会定例会を再開

> 〇議長 (青山貞一君) それでは、 日程第 会議録署名議員の

指

名をいたします。

会議規則第百二十七条の規定によって、 Ŧī. 番 三田正敏 君、 六

吉田太郎君を指名します。

〇議長 (青山貞 君 次に、 日 程第二、 議 会運 営委員会の 報 告で

あります。

会最終日の運営等について審査されました。 ここで、 十二月二十一日、 議会運営委員会が 開 催 さ れ 本 定 例

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君

〇議会運営委員長 (松永民夫君) おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

並びに執行部の出席 去る十二月二十一日午前八時五十分より、 のもとに開会をいたしまし 委員及び正 た。 副 議 長

事件の審査の日程等についてであります。 協議事項は、 第四回養老町議会定例会最終日におけ る追 加 附 議

の報告、 老町 ことに決定をいたしました。 議 案の審議が終了後に追加された日程第二十五、 日程につきましては、 般会計補正予算 諸般の報告を順次行い、 (第五号) 会議録署名議員の指 その後、 を議案とし上程をし、 議会初日に上程された 名、 平成二十九度養 議会運営委員会 審議する

定 提案理由の説 をいたしました。 般会計補正 議方法につきましては、 明を受け、 予算 (第五号) 質疑、 日 0) 程第二十五、 討論を行 議案は、 1 平成二十九年度養老 採決を行うことと決 議題として上 一程後、

これで議会運営委員会の報告を終わります。

〇議長(青山貞一君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりまし

た

○議長(青山貞一君) 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報また、休会中に常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書

これで諸般の報告を終わります。

告を求めます。

〇議長 二十四、 個人情報保護条例等の一 たします。 業特別会計 (青山貞一 議案第七十五号 補正予算 君 (第 次に、 部を改正する条例についてから、 一号)までの二十一議案を一括議題とい 平 ・成二十九年度養老町介護サー 日 1程第四、 議案第五十五号 - ビス事 養老町 日 程第

を行います。過及び結果についての報告を求め、その後に委員長に対する質疑し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

〇総務民生委員長(早崎百合子君) 総務民生委員会報告をさせて

去る十二月十二日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、

総務民生委員会を開会いたしました。

例 查事項 \mathcal{O} 廃 止 は、 件、 当委員会に付託されました条例の 規約の変更一件、 平 ·成二十九年 -度養老町 部改正 八 件、 般会

> ます。 計及び特別会計補正予算四件の合計十四件の議案についてであり

委員での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

んでした。 正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論はありませ正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論はありませまず、議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部を改

ら対応する。現在、 機児童について、希望する園に入園できないが、 ましては、 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに関し から明確な取り扱いが示されてい できる場合は待機児童と位置づけられるのかの問 次に、 次に、 部を改正する条例についてに関しましては、 議案第五十七号 議案第五十六号 特に質疑、 職員において対象者はいないとの回答でした。 討論はありませんでした。 養老町職員の育児休業等に関する条 養老町議会議員の議員報酬、 ないの で、 動向を見きわめ いに対し 他 の園には入園 第 四 費用 『条の待 弁償 な 玉

論はありませんでした。例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑、討次に、議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関する条

ませんでした。 を改正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論はありを改正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論はあり次に、議案第五十九号 養老町職員の給与に関する条例の一部

はありませんでした。の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑、討論次に、議案第六十号 養老町公民館設置及び管理に関する条例

討論はありませんでした。る条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑、次に、議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理に関す

間 とし n . 等もあるので、今後協議していくとの回答でした。 ば 取り て賃貸での 以はどの 壊しも含め検討 つい 貸し ように てに関しまし 出 しという 取 していく。 ŋ 扱うの ラ 老 形 は 町 で進 カュ 認 取 \mathcal{O} 定こども め、 間 り壊しにつ 池 1 に対 最終的 辺幼 袁 稚 L 条 て、 例 袁 借り $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 地 廃 丰 元 遠 部 を優先 が に を なけ 伴 却 改 正

途廃止 て今回 管理 か年 らの 九月に払い に関 条例 の時点で廃止すべ 廃 議案第六十五号 止するとの回答でした。 する条例 廃 止 下げにより \mathcal{O} の廃 理 由 は 止についてに関 きであっ 町 \mathcal{O} 問 有 養老農村勤労 財 1 に 産 対しな た なって が て、 し ましては、 福 養老公民館 いるが、 本 祉センター 来は平 移 成十 期 ` 転 間 0) 应 が 亚 設 あ 年 た 成 置 つって \mathcal{O} 及 +わ せ用 兀 75

変更に 次 に、 ついてに関しまして 議 案第六十六 , 号 は、 岐 阜県 特 に 市 質疑、 町 村 職 討 員 退職 論は 手当 あ ŋ ŧ 組 せ 合 規 W でし 約 \mathcal{O}

寄附 十九 予算 次 金が に、 に対して、当初予算額二千四 年十一月 (第四号) あ 議案第七 いったとの 末現在で二千三百 に関しましては、 十号 回 留答でし 平 ·成二十 た。 百三十 件、 九 年 兀 千二百 度 ふるさと納 一万円に対し 養 老 九 町 +税 般 の実 万 て、 会 七 計 平 千 円 成 は 補 \mathcal{O} TF. \mathcal{O}

で対応していくとの回 システム改修であり、 会保 住民税や支援措置者 障 税番号制度シス 一答でし 今後も国 、テム改な 関係 \mathcal{O} 政 の国との整 策なので、 修 \mathcal{O} 具 体 それ 合性を図 的 な に準 内 容 Ü る は \mathcal{O} 間

県 単 人数で当 兀 百 七 初 事 業百 見込み 町 単 五 + 凣 が 八十三名 県 万 単 八 千 ふえる見込みで · 円 増 百 + 五. \mathcal{O} 名、 要 因 町 は 単 \mathcal{O} あ + 問 り、 兀 V 名 に 大 対

> な お 因 町 内 に お 額 け な 入院 る 母 子父子家 治 療が あ 庭 0 0 たため 歯 科 と 医 \mathcal{O} 療 口 答 向 査 把

を お願 兀 いし 防 接 たいとの 種 事業 要望 八 百 があ 八十二万九千 ま た。 茁 増 \mathcal{O} 内 訳 は \mathcal{O} 間 V に 対

上限として4 児肺炎球菌九 体 Ŧį. イン 連主催の県 東海大会出 フル て、 補 助 エ ーンザ六百二 交通費 大会以 L + 7 場 五. に 1 名 るとの回答で 上については、 よる交通費等 は \mathcal{O} (実費分、 八十三 増 四種 一名の 怪混合百 宿泊 増 た。 費 \mathcal{O} 登 補 十三 は 録 Ľ 選 助 ブ 名 手と 分 は ワ 増との \mathcal{O} \mathcal{O} ク 監 チン 問 補督 助 口 百 . 対 し |答でし で 顧 六 名の 五. 問 千 を 円補

でした。 たことに た職 進めており、 問 際 四月 1 · に対し 員が二 職員数四 より、 日 て、 一名、 現 平 在 -成三十. その が二百 平成二十九年度予算編成 名減、 結 果四 ほ 年 名 カュ 七十九名であり、 八 - 度に向 の減 予算計上 百八十八万二千円 で けて あ 一はし る。 職 員を募集して て 現 三月末 在 V 時 たが、 が二 は 減 臨 額 時 までに急遽 百八十三 \mathcal{O} 採用できな 職 内 訳と 員 るとの での 名 対 退 対 応 応で 口 カュ は 実

イベント 績と見込み額を 時 間 対 外 勤 衆 計 務 手当 議院 上 し て 解 増 r散による選3、おり、要因- \mathcal{O} 根拠 は 因とし \mathcal{O} 挙 問 が V て 考 に は、 えら . 対 し れ 台 て、 るとの 風 各 による待 課 口 カ 答で 5 |機や \mathcal{O} 実

生じたとの 口 は から示され が カュ 地 な 算 ŋ 方 定結 口 減 減 交 習答でし 少し 0 る 付 果〇 見 地 税 て 込 方 増 11 4 財 加 兀 た で 政 \mathcal{O} ため、 要因 あ 計 % 減にとど 0 画 たが \mathcal{O} は いもとに 兀 \mathcal{O} 問 まっ 〇 平 11 成二 算 % に たの 出 減 対 どと厳 で、 七 7 て、 年 お 予 目 玉 前 算と 勢 調 地 見 度 0 積 查 財 \mathcal{O} もって にて人 計 実 離 画 績

携システムの改修であるとの回答でした。 設計額であ 備事業費補助 議案第七十 正 ŋ, 予算 金 内訳は標準 の算出根拠は (第二号) に 号 事 平 -成二十 関し 務 0 処理システム、 問 いに ましては、 九年度養老町 対し て、 玉 玉 [保連合会との か 制度 国 民健 5 Ó 関 係 仕 康 保 務 険 \mathcal{O}

明なところが多く、 月 カゴ \mathcal{O} なお、 納付 問い _ に県から各 !金の算定方法等が検討されてきた。 に対して、 県との検討会の開催回 今後、 市 広域化に向けての 町村の金額が示される。 検討会は今まで十回以上開催され、 今後も検討会は継続 [数と広域化に向 情 報があれば、 事務的な部分は するとの 納付金について けての現 その都度紙 回答でし 賦 場 まだ不透 課 Ô が方式と は、一 現 状 は

スや口頭にて議会へ説明してほし

いとの要望があ

ŋ

)まし

た。

は、 が 予防サー 七 昨 ス給付費負担金六千七十四万円 別会計補正予算 年同 次に、 昨 百八十件、 年 前 -度中に三事業者あることが [年度比四・六%ふえている。 |時期比で七・四%減 ビス給付費が一二・八五 議案第七十四 地域密着型介護サー (第二号) 号 に 平 関し 延べ一万九千五十六件から一万八千 -成二十九年度養老町 減 原因との回答でした。 %増であり、 ビス費が一三・ の算出根拠はの ましては、一、居宅介護サービ 地域密着型 給付費全体として 移行した事業者 四二%増 問いに対 `介護保険事業特 して、 介護

は 業特別会計 はありま 次 せんでした 議 補正 案第七十五号 予算 (第 号)に関しましては、 平 成 一十九年度養老町 特に質疑、 介護サー ピ 討 ス 論 事

採 計補正予算四 以 約 0 変更一 査に付されました条例 挙 件 この合計 手全員により、 件、 平 十四件の 成二十九 原 議 年度 案のとおり 案につきましては、 \mathcal{O} 養老町 部 改正八件、 可 般会計 決 いすべ きもの 質 及び 例 疑 0 廃 特 討論 别 止 会

定いたしました。

といたします。 総務民生委員会の審査経過並びに結果報告。

D議長(青山貞一君) 総務民生委員会委員長の報告が終わりまし

なお、これらの案件については、 たします。 これより総 委員会所 属 務民生委員会委員長報告に 外の 議 員 へからの 経 過及び 総括質疑が終了しておりますの 結果に 対する質 カゝ (疑を行 かわる質疑とい ま

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あ

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります

次に、産業建設委員会の報告を求めます

産業建設委員会委員

長

吉

田太郎君。

○産業建設委員長(吉田太郎君) 産業建設委員会の報告をさせて

建設委員会を開会いたしました 去る十二月十二 旦 各 委員会並 び に 執 行 部 \mathcal{O} 出 席 \mathcal{O} もと、 産

会計及び特別会計 道 委員会での質疑等 路線の 査事項は、 認定等二件、 当委員会に付託されまし 補正 予算三 審 繰 査結果に り入れ 件、 合計 変更一 いて 八件につ た条例 件、 御 報告 平 成二十 11 \mathcal{O} たしま てであり 部改 九 ᇎ 年 /ます。 度

地 条例 良区 ず、 回答でし \mathcal{O} 議案第六十三号 \mathcal{O} 対 部 し た。 を改 象は \mathcal{O} 正する条例につい 問 V · に対 養老町営土地 して、 てに 町 内 関 改良事業の の二十二土地改良区全て して は、 経費の 町 営の土

土地改良区 に 入って 1 な 1 地 域 \mathcal{O} 対 応 は \mathcal{O} 問 1 対し

全ての土地 収が なあり、 ている土地改良区もあるが、 水利組 良区が組合員から 合としての成 徴 収しているとは限らない り立ちはある。 それに かわる揚水だけ また、 賦 \mathcal{O} 0 料 金 は 口

で県は対象でない業種は、 する条例についてに関しては、 を加えたとの回答でした。 インター トウエア業、 の問いに対して、県は対象で養老町は対象でない業種 次に、 ・開通により可能性を踏まえて、 議案第六十四号 航空宇宙産業、 運輸業、 養老町 コー ル 企 卸 県と養老町で対象業種 業立 センター業等、 売業、 運輸業や卸売業、 地 促進条例 小売業であ 養老町 0 る。 は 部 は を 3対象 ソフ 売業 違 改

は検討していくとの回答でした。討をするのかという問いに対して、現条例でカバーできないもの一、今後対象にない業種の企業が進出した場合、対象とする検

Fに質疑、討論はありませんでした。 次に、議案第六十七号 町道路線の認定についてに関しては、

であるとの回答でした。 七千三十五キロメートル ル減少した。 変更に伴う総延長の 議案第六十八号 認定と合わ 増減は から、 町道 せると五 変 の問いに対して、 路線の変更につい (更により二千三百十六・八メー 百九十五・九 総延長九 てに関 メー 1 ル っては、 + \mathcal{O} <u>一</u> 万 減

めりませんでした。村別会計の繰入れの変更についてに関しては、特に質疑、討論は次に、議案第六十九号(平成二十九年度養老町公共下水道事業)

今回 次 対 象 議案第七十号 者 匹 |号) 0 業 種 関 は L \mathcal{O} て 問 亚 は、 1 成 に 二十 対 L 九 農 年度 **農業次世** \vdash 養 7 老町 代 2人材投; 栽 培 般 であ 資 会 ると 事 計 業 補 \mathcal{O} TF.

回答でした。

以降は、 年 泥川橋 - 度ま でに 寿 を予 命 駒 化 · 定 し 野 計 橋 画 て 補 事 ** \ 業 修 るとの 工 \mathcal{O} 事 進 を 捗 口 状 実 答 施況 でし Ĺ \mathcal{O} 問 平 に 成 対 l て、 平

せ 次に、 んでした。 補正予算 議案第七十二号 (第三号) に 関 して 亚 成二十九年度養老町上水道 は、 特 に 質疑 討 論は あ り 業

りませんでした。業特別会計補正予算(第二号)に関しては、特に質疑、討論はあ次に、議案第七十三号。平成二十九年度養老町公共下水道事

論 別 認定等二件、繰り入れ変更一件、 きものと決定いたしました。 会計補正予算三件、 以上、 採決の結果、 審査を付託されました条例の一 全議案とも挙手全員により、 合計八件の 議案につきましては、 平成二十九年度一般会計及び 部 改 正二 原案どおり 件、 町 質疑、 道 可 決す 特

といたします。 産業建設委員会の審査経過並びに結果報 これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報

〇議長(青山貞一君) 産業建設委員会委員長の報告が終わりまし

たします。 お これより 委員会所属外の 、これら 産 \mathcal{O} 業建設委員会委員長報告に対する質疑を行 案件に 議 ついては、 員からの経過及び結果に 総括質疑が終了 かかわる質疑とい しており りますの ・ます。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

一部を改正する条例についての討論を行います。 まず日程第四、議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(青山貞一君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。次に、日程第五、議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、議案第五十七号 養老町議会議員の議員報酬

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につい

ての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

)議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。 次に、日程第七、議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第八、議案第五十九号 養老町職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

的論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

求めます。 本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

[賛成者挙手]

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第九、議案第六十号 養老町公民館設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十、 議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行いま

論はありませんか。

(「ありません」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

> 求めます。 本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

〔賛成者挙手〕

〇議 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十一、議案第六十二号 養老町認定こども園条例

の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十二、議案第六十三号 養老町営土地改良事業の

経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例に ついての討論を行い

論はありませんか。

ます。

〔「ありません」の声あり〕

(青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

(賛成者挙手)

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十三、 議案第六十四号 養老町企業立地促進条例

論はありませんか

の一部を改正する条例についての討論を行います。

、「なし」の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

・の設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。 次に、日程第十四、 議案第六十五号 養老農村勤労福祉センタ

論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認め、

〇議長

(青山貞一君)

討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

(賛成者挙手)

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

当組合規約の変更についての討論を行います。 次に、日程第十五、 議案第六十六号 岐阜県市町村職員退職手

論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

れより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、 議案第六十七号 町道路線の認定について

の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、 議案第六十八号 町道路線の変更について

の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

求めます。 本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

〔賛成者挙手〕

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。 次に、日程第十八、議案第六十九号 平成二十九年度養老町公

論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第十九、議案第七十号 平成二十九年度養老 町

般会計補正予算 (第四号) の討論を行います。

論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長 (青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第七十一号 平成二十九年度養老町 国

民健康保険特別会計補正予算 (第二号) の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第七十二号 平成二十九年度養老町

上水道事業会計補正予算 (第三号) の討論を行います。

論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、 可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

共下水道事業特別会計補正予算(第二号)の討論を行います。 次に、日程第二十二、議案第七十三 平成二十九年度養老町

論はありませんか。

、「なし」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

求めます。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

〔賛成者挙手〕

○議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

介護保険事業特別会計補正予算(第二号)の討論を行います。 次に、日程第二十三、議案第七十四号 平成二十九年度養老町

T論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

討論はありませんか。介護サービス事業特別会計補正予算(第一号)の討論を行います。次に、日程第二十四、議案第七十五号 平成二十九年度養老町

[「なし」の声あり]

公

〇議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第七十六号については、上程後、

案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第五号)を議題とい〇議長(青山貞一君) それでは、日程第二十五、議案第七十六号

たします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第五号)につきましの町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十六号

て、その概要を説明させていただきます。

ための費用の債務負担行為補正を行うものでございます。

ろしくお願いをいたします。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、

ょ

提

〇議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、補足説明

〇産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) それでは

私のほうから補足説明をさせていただきます。

るため債務負担行為の設定を行うものです。ンフレット作成業務委託について、年度内に着手できるようにすニページの第一表、債務負担行為補正につきましては、観光パ

十万円とする債務負担行為を追加するものでございます。 期間を平成二十九年度から平成三十年度とし、限度額を三百五

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

貝疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(青山貞一君) 五番 三田正敏君。

〇五番 慮してパンフレットをつくっていただくということを要望 が ございますが、 んですが、 実したパンフレットにすべきと思いますが、その部分まで今回考 元 の組織等に働きかけて統 発行されておりますが、県を初め観光協会、 (三田正敏君) 執行のほうの考えはいかがでしょうか。 現在、 幾つかの団体から本町の観光パンフレット 観光パンフレットを作成するということで 一したパンフレットを、 商工会等、 また中 また地 -身の充 たい

〇議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

〇産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) ただいまの

.議員の御質問にお答えいたします。

観光協会が発行しているもの、またドライブマップ等複数ありまイドマップのほか、養老町ガイドブック、「養老三六五」という議員御発言のとおり、現在、観光パンフレットは養老町観光ガ

えております。すののを一つにまとめる形で作成することを考すので、そういったものを一つにまとめる形で作成することを考

でございます。 うふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上公園事務所等の関係団体とも調整をしながら進めていきたいとい町商工会のほか、養老公園を管理・運営している岐阜県及び養老町を、作成に当たっては、議員がおっしゃるとおり町観光協会、

〔挙手する者あり〕

|議長(青山貞一君) 九番 田中敏弘君

〇九番 のようなものを要望するわけですが、その辺の見解を求めたいとと僕もよくわからないんですが、町内で手づくりのパンフレット 受講させていただいておりますが、 このように今説明がありましたようにたくさん観光協会、 思います。 とは非常にインパクトがあり、 をつくっていただきたいなあということで、 観光客に十分理解、 いるわけですが、私、 \mathcal{O} ら県の養老公園事務所、 際、 (田中敏弘君) 一してやる方向で検討しているということで一安 納得していただくためには、 三田議員の今の質疑に同調するわけです 現在、 町といろいろありますので、 観光ボランティアガイド養成 業務委託というこの意味がちょっ 実際にガイドに当たっても、 視覚、 やはりい 目に訴えるこ この それか いもの 深講座を 女心して 辺 をこ

O議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

ます。また、水谷議員にも参加いただいております。ありがとう講座に御参加いただいておりまして、まことにありがとうござい田中議員には、まずもって養老町観光ボランティアガイド養成

こさいます

めに、 ていきたいというふうに考えております。 社になるかわかりませんけれども、 ついても訴求力というか、訴える力があるものにしていきたいた ております。ですが、デザインですとか写真の撮影、 だきながら、町が主体となって進めていきたいというふうに考え ランティアで今回お世話になっている方などからも御意見 えることは大変重要な要素であるというふうに考えており るものを作成するためには、 作成に当たりましては、 員 コンサルタント会社になるか、 の御発言 のとおり、 当然観光協会や商工会などの 観光客に十分理解、 議員おっしゃるとおり、 専門的な技術を求めて作成 広告会社になるか、 納 得し また文章に 印刷会 元をいた ボ

ふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。関係団体の方にも御参加をいただきながら進めていきたいというすし、当然、業者を選定するに当たりましては、審査においてはきながらよりいいものにしていきたいというふうに考えておりま業者につきましては、プロポーザル方式を用いて提案をいただ

〔挙手する者あり〕

)議長(青山貞一君) 六番 吉田太郎君。

のをちょっと教えてほしいんですけれども。いつくるのと、つくった後、どのような形で配付するのかという今、三百五十万円ということで、何部ぐら

)議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

いますけれども、その配付先につきましては、各近隣市町及び町パンフレットはこの委託業務では一万部を作成する予定でござ

- 。 うふうに考えておるところであります。よろしくお願いいたしまうふうに考えておるところでありますので、そういったところでも積極的に配付したいとい等が観光のキャラバンに名古屋とか、そういったところに出かけ内で配付することはもちろんでございますけれども、町観光協会

[挙手する者あり]

짾長(青山貞一君) 十番 松永民夫君。

〇十番 由 最 います。そして今回、 本来ならこういう事案に関しては、 初からなぜこの案件が上がらなかったのか、 があれば御質問をいたします。 (松永民夫君) この十二月の定例会で追加になったとい 今 回 の追加上程ということでありますが 年初に上程 すべ そのいきさつ、 きであると う

当課といたしましても、 そのどちらも中学生ならではの視点で一生懸命に考えられた内容 れ、 ろで検討をしておりました。 ために、これからのパンフレットの更新を実は新年度というとこ 数ございます。養老改元一三○○年祭後の新たな観光をP 先ほどから申しておりますけれども、 中学生から 特に観光動線に関する提案に 観光に対する二つの提案が私どもにござい 課題として捉えているものでございまし ですが、 先般、 本町のガイドマッ 子ども議会も開 0 いては、 私ども担 ました Rする プ は

するなどということで周遊型の観光が提案できるような観光客のパンフレットに修正を加えるだけではなく、見る、食べる、体験そうしたこともありまして、前倒しでというところで、既存の

フレットを作成したいという思いを強く持ちました。帯留時間を延ばし、経済効果を拡大していけるような新たなパン

ですけ わせていただきまして、 に考えますので、 改元一三〇〇年祭後の観光振興施策としては遅過ぎるというふう 写真撮影に無理が生じてきます。 なります。 いものにするということで、パンフレット納期を平成三十一 いうことで、もう一年延ばすことも考えられますけれども、 たので、よろしくお願いいたします。 そういったところから新年度で着手することも考えてい 四季折々の風景等を掲載しようとしたときには その場合、 今回、 年度内に着手できるようにしたく思いま 十二月の議会で債務負担行為の補正 契約は早くても五月以降ということに 作成する限りにおいては よりよ たわ 春

[「議長」と呼ぶ者あり]

(一語長) と呼ぶ者あり

〇二番 〇議長 う写真をそのまま使うという考えはなかったのかをお聞きしたい に対して一万部で足りるのかという、 何で三百五十万にしたのかというのと、 んじゃないか のと、もう一つ、写真を四季折々撮られるということなんですけ と思います。 たしか一三〇〇年祭用で写真はたくさん撮ってもらっている (岩永義仁君) (青山貞一君) なと、その費用もあったと思うんですけど、 二番 まずはこの三百五十万円の積算根拠ですね 岩永義仁君 数に関してもお聞 あと養老町への観光客数 きしたい そうい

D議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。 〇産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) ただいまの

思いますけれども、一万部ということですけれども、私どももい二点あったと思いますけれども、まず一点目、費用の関係だと

題があります。 とでございましたけれども、 ろいろ考えまして、 作成と同じように費用がかかるということでございました。 規に一から作成し直しというようなことになりますので、 か、なくなったりした場合に内容を更新しようとすると、 になってしまいますので、 い合わせたところ、今回の費用で作成することができるというこ かりやすい内容となっておりますけれども、 光客目線で旅行業者ならではのノウハウを生かした内容で大変わ すと「るるぶ」というようなものもございますけ ンフレットを市町でも 雑誌のような感じのものもございます。 それは版権が全て向こうの業者にあるということ 例えば旅行会社の関連 出しているところがございます。 それを例えばお店が新規にできたりと それにつきましても、 例えば言ってし 業者が発行している 作成したところに れども、 大きな一つ問 確かに また新 まい 初 光 口 観

そこ、このであることによっている。などの最大のペンクきるというところで上げさせていただくものでございます。見積もりをとりましたところ、この三百五十万円以内で作成がでが主体となって作成しようというときに、複数の業者のほうから、そうしたことから、そういった雑誌と同程度のものを私ども町

ラバンなんかも大々的に行 レットを持っておりますけれども、 いましたけれども、 お願いいたします。 また、その一万部につきましても、 かというふうに考えて作成するものでございますので、 昨年度におきましては、 一万部あれば っていっておりますの 特に一三〇〇年がありまして、 一、二年は消化できるのではな 大体五千部ほど刷って 例年、 私ども複数のパンフ で、 たくさん使 いおりま キャ

「写真」の声あり〕

写真につきましては、やっぱりこの機会につくり直すということ)産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) もう一点、

ます。でございますので、撮りおろしということで考えるものでござい

せていただくことを含めるということでございます。
を次に使うことができますので、そういった形で今回新たに撮らから、この版権が私どもにあるという形になりますと、今後それものを撮らせていただきたいというふうに考えるものです。です。ですのでは、今の一三○○年用の中身ではなくて、観光用に新たに

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇議長(青山貞一君) 十三番 水谷久美子君。

○十三番(水谷久美子君)
 関連質問で恐縮なんですけれども、一〇十三番(水谷久美子君)
 ○関連では、その点についてお答えいただきたいと思いますが、在庫ですね。かなりお店には残っているというふうなことを聞くわけですが、そういうパンフレットの、というふうなことを聞くわけですが、そういうパンフレットの、というふうなことを聞くわけですが、そういうパンフレットの、というふうなことを聞くわけですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

D議長(青山貞一君) 川地課長、答弁。

日にお答えさせていただきます。 〇総務部企画政策課長(川地憲元君) ただいまの水谷議員の御質

いったいろんなところで問い合わせなんかともございますので、やないかと思います。町のほうでもまだ在庫はありますし、そうことで使っていただけるような形で使っていただければいいんじそういったものは将来にわたってこういったものがあったという保管用という考え方と、やはり一三〇〇年祭がありましたので

今後、不用の在庫対策も検討していきたいと思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

D議長(青山貞一君) 十三番 水谷久美子君

ていただきたいということを要望しておきます。 焼却処分をするというようなことのないよう、しっかりと生かし〇十三番(水谷久美子君) 血税でつくられているわけですので、

〇議長(青山貞一君) ほかに。

〔挙手する者あり〕

D議長(青山貞一君) 四番 大橋三男君

お聞かせ願います。県内の業者で割るのか、東京都まで行くのか、その辺の考え方を県内の業者で割るのか、東京都まで行くのか、その辺の考え方をたしましたが、どういった形での業者選定になるのか、また範囲、〇四番(大橋三男君) プロポーザル方式というふうにお聞きをい

○産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) ただいまの○議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

いうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。いいたします。よりよい業者を選定するために考えていきたいとらにつきましては、今、検討中でございますので、よろしくお願す。指名型と、それから公募型ということでございますが、そちプロポーザルと申しましても、パターン的には二種類ございま

[「地域」の声あり]

集するわけでございますので、全国になると思います。 りますと、当然、全国ということになるかと思いますし、広く募の産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉 修君) 公募型にな

〔「方法は、全国に発注する方法」の声あり〕

商工観光課長(大倉

修君)

ホ

]

ムペー

〇産業建設部企業誘致・

ジ等での広報になるということでございます。

〇議長 (青山貞一君) ほかに。

[「ありません」の声あり]

〇議長 これより討論を行います。 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 討論なしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

〔賛成者挙手〕

〇議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(青山貞一君) これをもちまして、 本 日の 議会日程にあり

ます議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、 運営の審査及び所管事務の調査等について、

議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これ

に 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

〇議長

(青山貞一君)

たしました。 の調査等について、 よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事 議会運営委員会に付託することに決定をい

> 〇議長(青山貞一 君 お諮りします。

御異議はありませんか。 議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに る全ての業務及び編集手法の調査・報告について、 この第四回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関す 議会閉会中も

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

した。 て、 関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究につい よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容等を報告する機 議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしま

〇議長(青山貞一君) お諮りします。

す。これに御異議ありませんか。 議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思いま 総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

査 ・研究することに決定をいたしました。 よって、各常任委員会の所管事務調査につ **\ て、 継 続 L て

〇議長(青山貞一君) お諮りします。

思います。これに御異議はありませんか。 いて、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと 議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査につ

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、 継続して調

査・研究することに決定をいたしました。

〇議長(青山貞一君) 会議を閉じます。 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会いたします。長時間、御苦労さまでした。 これをもちまして、平成二十九年第四回養老町議会定例会を閉

(閉会時間 午前十時四十二分)

> めここに署名する。 右、 会議の次第をここに記録し、 その相違ないことを証するた

平成二十九年十二月二十二日

議 長

青

Щ 貞

田

太 郎

議

員

吉

議

員

三

田

正

敏